

# 上野事務所ニュース

25年12月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 特定(産業別)最低賃金

10月より地域別最低賃金が更新されました(千葉:777円、埼玉:785円、東京:869円)が、この地域別最低賃金とは別に、下記に列挙した産業には、都道府県ごとに産業別の最低賃金があります。この特定(産業別)最低賃金は12月25日に更新されます。

### 千葉県の特定制業別最低賃金

	最低賃金
調味料製造業 (平成25年12月25日より)	827円
鉄鋼業 (平成25年12月25日より)	867円
はん用機械器具、生産用機械器具製造業 (平成25年12月25日より)	843円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (平成25年12月25日より)	846円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業 (平成25年12月25日より)	829円
各種商品小売業 (平成25年12月25日より)	807円

## 自動車(新車)小売業

(平成25年12月25日より)

838円

なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

産業の種類は、日本標準産業分類を元に区分されます。会社の産業種類がわからない場合はお尋ねください。

## 社会保険の加入時期について

下記の①～④に該当する人は、社会保険への加入はできません。しかし、一定

の要件を満たすことになった場合は、社会保険への加入が必要です。

### ①日々雇い入れられる者

⇒1ヶ月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から加入します。

### ②2ヶ月以内の期間を定めて使用される者

⇒所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から加入します。

### ③季節的業務(清酒の醸造、スキー場など)に使用される者(4ヶ月以内)

⇒継続して4ヶ月を超える予定で使用される場合は当初から加入します。

### ④臨時的事業(万博、展覧会など)の事業所に使用される者(6ヶ月以内)

⇒継続して6ヶ月を超える予定で使用される場合は当初から加入します。

## 退職者の社会保険の取り扱い

年末年始に休業する事業所が多いと思われる。12月末に退職する従業員の社会保険

の取り扱いは次のようになります。

- ①12月30日までに退職したが、最終勤務日までの給与を日割計算することなく、12月31日までの期間を全額支払う場合  
⇒ 最終勤務日に関係なく、退職日は12月31日、社会保険資格喪失日は平成26年1月1日です。したがって、社会保険料は12月分までかかります。
- ②12月30日までの退職で、最終勤務日までの給与を日割計算する者や、時給・日給者の場合

⇒ 勤務最終日が退職日で、その翌日が社会保険資格喪失日です(例:12月20日退職→12月21日喪失)。

ただし、上記2つはあくまでも原則的な取り扱いです。最終的に退職日をいつにするかはご相談下さい。

健康保険証の返却は、退職日に返却していただくのが原則です。年内に市町村国民健康保険の手続きができるようであれば、あらかじめ退職日までに社会保険脱退証明書を退職者に渡し、退職後すぐに手続きに行ってもらいたいと思います。

役所の御用納めは、12月27日です。

## Q&Aなぜなにどうして？

**Q**；入社から3ヶ月経過したばかりの社員が病欠欠勤しており、傷病手当金の手続きを予定しております。

当社では、就業規則で休職は欠勤開始から1ヶ月経過後3ヶ月間となっております。

このまま休職となっても復職できない場合、どのようなことに注意しなければならぬのでしょうか？

**A**：復職できない場合、会社での在籍期間は1年未満になります。1年未満で退職する場合、退職後に給付を受ける際の要件に注意が必要です。

【社会保険】傷病手当金は、要件を満たせば退職後も引き続き1年6ヶ月まで受給することができます。

傷病手当金を退職後も受給するための要件は、退職前に引き続き1年以上被保険者であることが必要になります。

1日の空きもなく、前職から継続して1年以上被保険者期間があれば要件を満たすことができます。

【雇用保険】休職期間の満了や自己都合で退職した場合、失業後に“基本手当”、いわゆる失業給付を受けるには、離職の日以前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上あることが要件になります。ただし、疾病等の理由で特定理由離職者に該当する場合、上記の期間は、離職の日以前1年間に6ヶ月以上で要件を満たします。

【今回の対応】入社して3ヶ月勤務、欠勤1ヶ月、休職期間3ヶ月を通算すると7ヶ月です。前職の状況が定かではありませんので、被保険者の期間を通算しない場合、これまでの内容から、在職中に受給している傷病手当金は、退職後の受給要件を満たしていないため、退職後は支給されなくなります。また、雇用保険の失業給付は、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6ヶ月以上ないと受給資格を満たさないため支給されません。

退職後のこれらの給付について、在職中に本人へ十分な説明が必要でしょう。

上野事務所の今年の業務は  
12月27日(金)まで  
新年は、

1月6日(月)から  
とさせていただきます。

今年も一年、有難うございました。  
来年も宜しくお願いいたします。